

## (生命保険の活用) 保険で相続税の納税資金をいかに確保するか

相続税を払う必要があるけれども、財産のほとんどが不動産で現金・預金が少ないといったケースは少なくありません。そのような場合、相続時に確実に現金を手に入れることができる生命保険（終身保険）は、納税資金を確保する有効な手段です。基本的な知識を確認しましょう。

### ■非課税枠を活用して納税資金を確保

納税資金を確保するための生命保険の契約形態は、相続税パターン『契約者A－被保険者A－死亡保険金受取人B』が基本です。「500万円×法定相続人の人数」の非課税枠がありますので相続税の節税対策となり、払込保険料以上の死亡保険金を受け取ることで、納税資金に使える財産も増えます。

よくある質問として、夫婦と子供のある家族で、夫を契約者および被保険者とした場合、受取人を妻にすべきか、子供にすべきかといった論点があります。妻には「配偶者の相続税額の軽減（1億6千万円もしくは配偶者の法定相続分相当額のどちらか、多い金額まで相続税が免除）」といった税制優遇があり、その先2次相続もありますので、受取人を子供とするのが基本的な考え方となるでしょう。妻の生活保障が必要な場合、別途保障を用意します。

### ■子が父に保険をかけて納税資金を確保

相続財産が多く、高い相続税率が課せられそうな場合、保険金を相続財産にしない契約形態にするほうが有利な場合があります。所得税・住民税パターン『契約者B－被保険者A－死亡保険金受取人B』（Aが父、Bが子とするケースが一般的）が該当します。子が受け取る保険金は子自身の一時所得（所得税と住民税の課税対象）となり、相続財産には組み込まれません。一時所得は、受取保険金から払込保険料と特別控除額50万円を差し引き計算されますが、その2分の1の金額が他の所得と合計され、総合課税の対象となります。所得税の最高税率は45%、住民税の税率は10%で合計55%ですので、税負担は高くても27.5%で済むことになります。

相続税パターンと所得税・住民税パターンの損得の分岐点が気になるところです。各相続人の法定取得財産が5000万円を超えると相続税率は30%となりますので、一応の目安としてそれを超えるようであれば、所得税・住民税パターンが有利といえます。

ただ、実際には法定相続人の数や、保険金額、納税する子の所得金額など、さまざまな条件で損得は変わりますので、個別の事例毎に試算する必要があります。